札幌市中央区南９条西９丁目３番５号
特定非営利活動法人ハイファイブ

令和８年（2026年）４月27日付けで申請のありました住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第65条第１項の規定に基づく住宅確保要配慮者支援法人における支援業務に係る事業計画及び収支予算について、申請のとおり認可します。

令和８年（2026年）５月13日

北海道知事　鈴木　直道

（建設部住宅局建築指導課普及推進係）

名称	特定非営利活動法人ハイファイブ　居住支援事業
所在地	札幌市中央区南９条西９丁目３番５号
実施事業	居住支援事業（住宅用配慮者支援事業）
管理者	田中耕平
事務担当者	早川克典
営業日／営業時間	営業日：月曜日～金曜日（土曜日・日曜日・祝祭日を除く） 職員配置時間　０８：３０～１７：３０ 営業時間　　０９：００～１７：００

事業の目的

令和８年度は、法人において居住支援事業の実施の為、以下の活動を行うこととする。

① 住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談

法人事務局に支援担当者を配置して住宅相談、入居にかかる情報提供、その他付随する相談業務を行う。担当者は電話での相談、事業所への要配慮者の来訪について対応するとともに、要配慮者が身体障がいなどで移動に制約が生じている場合は、その居宅を訪問し支援を行う。

地域の不動産会社党等との連携を進め、賃貸住宅等へ円滑に入居するための援助も行う。

また、賃貸住宅や共同住宅、障害者・高齢者共同住宅とのネットワークについては、各事業者に対して居住支援法人の開設を法人ホームページおよびダイレクトメール等で周知するとともに各種専門団体との情報交換などを積極的に行うこととする。

② 見守りなど住宅確保要配慮者への生活支援

要配慮者が入居した住居に定着することができるように、入居者の状況に応じておおむね１ヶ月に一回程度は要配慮者の居宅を訪問してその実態の把握に努めるものとする。

担当者は要配慮者に対する相談・助言を行うとともに、近隣住民や不動産賃貸事業者などとのトラブルなどが生じている場合は、その調整を行い課題の解決を進めていく。

上記業務に附帯する業務

要配慮者に対して居住の調整を図るだけではなく、要配慮者が入居先で安定して暮らして行くことが出来るように調整を行う。要配慮者が安心して暮らしていく、不動産賃貸業者が安定的に物件の賃貸借が行えるように、各関係機関と連携して、医療、介護、生活扶助などの利用が行えるように支援を行う。その他、くらしの安定のために必要な生活援助についても実施していくものとする。

事業計画

以下の事業体制において、事業の実施を行うこととしたい。

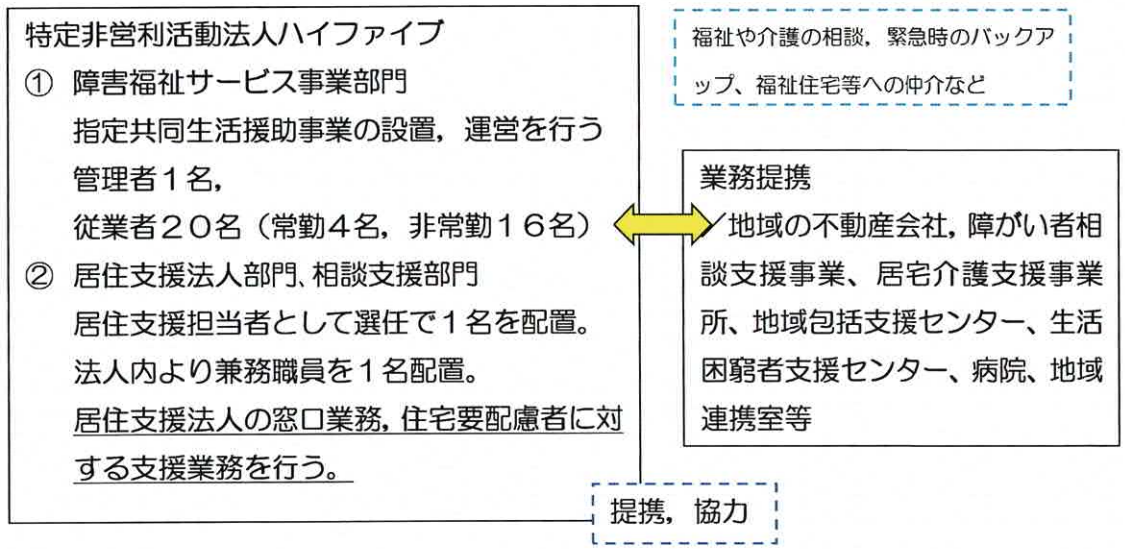

居住支援法人担当職員として選任で１名を配置する。専任職員は居住支援法人の窓口対応業務および住宅要配慮者に対しての支援業務に従事する。

居住支援法人業務の体制整備と補佐を目的として、法人内より兼務職員を１名配置する。当該職員は専任職員の補佐業務を行う。（専任職員不在時の相談応対など）

居住支援法人担当者は、地域の不動産会社や社会福祉サービス事業者と連携し、住宅用配慮者に対する相談や応対を行う場合がある。当該事業についての広報活動なども行うこととしている。

〇人員の体制について

（土曜日、日曜日、祝日を除く、ただし、要配慮者に対する見回りや入居の調整などが必要な場合はこの限りではなく変則勤務とする。）

業務範囲　　札幌市全域、その近郊地域とする。
札幌市外から市内への転入希望者についても対象とする。

○住宅確保要配慮者の範囲

住宅要配慮者の範囲については、以下のとおりとする。

高齢者，障がい者（身体，知的，精神，難病患者の方）、子育て世帯、生活保護受給者、低所得者、被災者、ひとり親世帯、児童養護施設退所者など

※相談の内容等によってはこの限りではなく、対応を行うものとする。

○人材の確保及び職員の資質向上のための取り組み

当該事業に関する人材の確保について、今年度中に欠員が生まれた場合については、速やかに人員の募集及び補てんを行うこととしていきたい。また、事業の特性上、要配慮者に関する事項の中で特に児童養護施設等の出身者、障がいのある方、高齢者の方などの相談が増えてきているため、地域福祉の見知を持っている人材がふさわしい。

また、居住支援事業に従事する職員についての資質向上のために、次にあげる研修に積極的に参加を行っていくものとしたい。

1）　都道府県等が行う居住支援法人に関する研修会
2）　北海道、札幌市居住支援居住支援協議会が行う研修会
3）　北海道定着支援センター等が行う研修会
4）　子ども、障がい者、高齢者の虐待防止に関する研修会
5）　札幌市自立支援協議会及び相談支援事業所、地域包括支援センター等が主催する研修会
6）　その他、必要となる研修会

○その他について

法人役員については、社会福祉事業経営者、不動産業者、法律の専門家、一般法人実務者で構成しており、要配慮者を支援するための社会資源や事業、運営に対するノウハウを備えている。（介護支援専門員、介護福祉士、宅地建物取引士、弁護士等の資格を備えている。）

法人役員が要配慮者に対する支援について、専門家の立場から助言および指導を行う場合がある。